

1. 成文規約がなく書類記録が不整理である。
2. 権利者と名義人は一致せず、名義人の死亡、行方不明により、確認困難なものがある。
3. 加入退脱の条件が検討すべき点がある。
4. 収益の使途は公共事業費、部落費に充当され、林野への再投資が少ない。

利 用 関 係

1. 林野の利用区分が明確でない。
2. 割山利用、同利用林の処分について、権利者の一致した意見、成文取決めがない。
3. 低生産性の天然林が多い。

管理施業関係

1. 自己財源がなく、自力造林困難、融資の道も開かれていらない。
2. 賦役による施業が行きづまっている。
3. 管理機構が整っていない。
4. 技術水準が低位である。
5. 手入れ不足による成績不良林分が多い。
6. 第三者との分収林契約も、地上権の設定ができ困難である。

そ の 他

1. 経営改善への意慾が不足している。
2. 入会林野と個人有との境界（蚕食状の割山利用の造林地を含）が不明瞭である。
3. 境界査定に高額を要し、境界侵犯も放置されがちである。
4. 割山利用料、固定資産税の負担について平等性

を欠いている。

5. 権利者の職種が多く、権利者数も多く意見の調整がはかりにくい。
6. 施業計画がなく、経営が行きあたり、ぱったりである。

以上が各入会集団の共通する問題点である。いずれの林野も森林として利用される以外にないもので、造林を推めるものとして検討する。

4. 経営改善への対策私案及び結び

土地の利用を林野と考え次の方向に従い改善を進めたい。

1. 入会林野の近代化をはかる前提として、各入会集団の自発的意慾を高揚させ、実態の把握、将来の方向を定め、経営計画を作成する。共同経営、分割利用の基本路線を定めさせる。
2. 権利の明確化をはかるため、名義者の確認、権利者の確認、境界の査定を行わせる。
3. 共同経営するなら、生産森林組合等の法人化をはかる。割山利用分は個人分割にしたい。
4. 生産森林組合設立後は自力造林、融資造林、分収造林等を推進していく。
5. 入会林野を町有化し、地上権の設定を永久になし、固定資産税相当額の利用料を払い、名義上の簡略化をはかり、造林を推進するも一方策かと思料する。

34. 都市近郊農山村における林業労働の実態

—福岡県粕屋郡久山町久原地区の調査より—

九 大 農 学 部 黒 田 迪 夫
吉 良 今 朝 夫
芳

1. 調査の目的と方法

昭和30年頃よりわが国経済の高度成長に伴い、農山村から都市の第2次、第3次産業へ労働力の流出が増加したため、地元の農山村では農業や林業の労働力の確保が次第に困難になりつつあるといわれるが、その実態はどうか。この調査はこのような視点から九大演習林をもつ福岡県粕屋郡久山町久原地区で、林業に雇

用される労働力の実態を調べたものである。調査は久山町及び久原地査の一般概況調査と林業労務者に対する面接聞き取り調査にわけ、林学科4年生の全員が参加して行った。

2. 久山町及び久原地区の概況

久山町は福岡市の中心から東に約20kmのところに位置し、福岡市と筑豊の若宮町、宮田町を結ぶ県道が町の

中央を貫通している。したがって通勤には便利で、労働人口約3,000人のうち約800人が福岡市やその周辺地区へ通勤している状態である。久山町は昭和31年に久原村と山田村が合併して町となったもので、総地積38平方ヘクタール、総世帯数1,495(昭和40年8月現在)をもつが、このうち久原地区は15平方ヘクタール、676世帯を占めている。そして地積の内訳は農耕地200ha(13%)、森林1,059ha(69%)となっている。しかしこの約70%を占める森林の所有型体は、林野庁所管の国有林103ha、九大演習林189ha、久山町有林150ha、久原財産区有林302ha、部落有林43ha、私有林269haで、大ざっぱにいうと国、公有林で3分の2を占め、私有林は3分の1にみたない。したがって林業労働の主な雇傭主体は営林署、九大久原事業所、町、財産区である。一方、林業労働力の供給源とみられる農家は696世帯のうち286戸(1965年中間農業センサス)と約4割しかなく、それも農業を主業とするものは143戸(専業41戸、第1種兼業102戸)で、147戸は他産業を主体とするいわゆる飯米農家である。

ではこのような地区において林業労働力はどのように供給されているか。われわれが調査の対象としたのは九大演習林、町有林、財産区有林に雇われている林業労働者22名であるが、これはこの地区的林業労働者を殆んどもうらしている。というのも林野庁所管の国有林は筑豊の宮田町方面から林業労働者を雇入れているからである。

3. 林業労働者に対する面接聞取調査の結果

久原地区の林業労働者22名について面接聞取調査した結果を項目別に整理してみると、次のとおりである。

- (1) 続柄または世帯内の地位——全部が農家であるが、その世帯内の地位は世帯主が21名、残りの1名は世帯主の父となっている。また労働者はすべて男で、女はない。
- (2) 年令——30才代2名、40才代6名、50才代7名、60才代6名、70才代1名となっており、30才代の2名はともに38才と40才に近く、老令化がめだっている。

- (3) 農業経営規模——林業労働者を出している農家の経営規模をみると、1~3反3戸(13%)、5~7反5戸(23%)、1~1.5町14戸(64%)となっている。久原地区の全農家の経営規模は1~5反88戸(30%)、5反~1町99戸(35%)、1町以上99戸(35%)であるから、林業労働者は比較的の経営規模の大きな農家から多く出ていることがわかる。なお22戸のうち山林を所有するものは10戸しかなく、それも最大が2町にならない零細所有である。
 - (4) 労働日数——この地区的林業労働者は自家の農林業を営みながら、林業賃労働に出ているが、仕事が植栽や下刈、枝打などの育林労働に限定されていることから、出役日数は、常用の1名を除くと、150日を越えたものはいない。即ち150~100日が8名、100~50日が9名、50日以下が4名という状態である。
 - (5) 雇用先と雇用形態、賃金——雇用先は演習林、町有林、財産区有林の間にあまり交流はなく、ほぼ固定している。雇用形態では常用の1名以外はすべて日雇であるから、雇用先を変えてよいわけであるが、人的につながりなどがあってむつかしいようである。賃金は町有林、財産区有林が900円、演習林が800円を基準としているが、下刈などでは請負方式をとっているので、1,000円以上になる場合もある。
 - (6) 賃労収入が家計費に占める割合——家計費の2~3割というのが大部分である。この事は農業だけでは生計をいとなむことが困難で、それを補うものとして林業賃労働の機会が求められていることを物語っている。
 - (7) 林業労働者の要望——雇用期間や、賃金の高さ、身分の保障、労災保険などについての要望が多い。即ち月に20日ぐらいの仕事がほしいとか、賃金は1,200円程度に引上げてほしいとか、日雇を常用にとか、労災保険を必ずかけてほしいなどといった要望である。
- なおこの調査結果についての詳細は九大演習林集報に発表の予定である。